

**\* 今週の専門家**



**まさか私も？企業年金の未払い**



ファイナンシャルプランナー

伊藤 泰人 さん

これまでに、138万件もの企業年金の未払いが判明しています。転職経験のある方、結婚などで名前や住所が変わった方、パートやアルバイトで短期間働いたことがある方は、可能性があるということです。きちんと企業年金を受け取るには、どうしたらよいかについて、詳しくお伝えします。

**【年金のしくみ】**



まず、原則、20歳以上60歳未満の国民全員が加入する「国民年金」があります。サラリーマンなどの場合は、この上に「厚生年金」があり、2階建てになっています。ここまでが公的年金です。

そして、勤めている会社によっては、独自に「企業年金」を設けている場合があります。この場合、3階建てになります。

今回、未払いがわかったのが、この「企業年金」です。過去に少しでも勤めた会社であっても、60歳になったら、企業年金を受け取れるケースがあるのですが、それを受け取っていないという人が非常に多いということです。

**こんな場合は要注意！**

**【Aさんのケース】**



Aさんは、今年、65歳でタクシー会社を定年退職しました。企業年金の未払いが分かったのは、去年11月。公的年金の受け取り手続きをした時のことでした。

Aさんは、これまで、いくつもの会社に勤めた経験があります。(図1をご覧ください)  
年金記録を調べてみると、20代と40代の時に働いていた2つのタクシー会社で、企業年金に加入していたことがわかったのです。  
本来であれば、60歳からその分の年金を受け取れるはずでした。

なぜ、Aさんが企業年金を受け取れなかったかというと・・・  
年金を管理している団体は、Aさんが60歳になる直前に、手続きの書類を発送していました。  
しかし、その宛先は、Aさんが退職した時点の住所。その後、何度も引っ越しをしていたため、書類が届かなかったのです。

書類が手元に届かなかったAさんは、年金を受け取る手続きが分からず、その結果、未払いになってしまったというわけです。

## 専門家の眼

### 【未払いのケース】



(図2をご覧ください)

#### 加入していたことを知らない

企業年金という大企業のものと思っている人が多いのですが、中小企業でも企業年金がある会社は数多くあります。会社の規模は関係ないのです。従業員が数人程度の会社でも、企業年金があることがあります。働いている間、そうしたことを知らされずに加入していることもあります。

また、短期間だったから、あるいは正社員ではなく、パートやアルバイトだったから、企業年金には加入していないはずと、思いこんでしまっているケースがあります。そうした場合でも、企業年金に加入していることもあるので、きちんと勤めていた会社に確認する必要があります。

#### 住所が変わった

退職後、結婚をして住所が変わった方などでも、未払いが多くおきています。本人が加入して

いたことを知らなくても、年金を受け取るための書類が届けば気づくのですが、届かないとなると、

ずっと知らずに、未払いのままとなるおそれがあります。

面倒でも引っ越しした時は、勤めていた会社に問い合わせ、新しい住所を届け出る必要があります。

### 【厚生年金基金の未払い】

#### 退職時に精算したと思っている

企業年金に加入していることは知っていても、退職するとき一時金でもらっているから、年金は受け取れないと思っているケースです。この場合でも、受け取れることがあるのです。しくみを下記でご説明します。



(図3をご覧ください)

企業年金は、様々なタイプがありますが、数多くの未払いが明らかになったのは、「厚生年金基金」というタイプの企業年金です。

本来、国に納める厚生年金の一部(代行部分)を、厚生年金基金が預かって独自に管理しているのが特徴です。

会社を辞めた時、精算してもらえるのは、基本的に、代行部分に上乗せされた部分だけです。一方、元々、厚生年金だった部分は、基本的には精算されず、将来、年金として受け取るようになります。この分が未払いになっているのです。

つまり、本来もらえる厚生年金の金額が少なくなっているということになります。通常、公的年金を受け取る時は、社会保険事務所で手続きしますが、それとは別に、この代行部分を受け取るには、年金を管理している団体に申請しなければなりません。働いていた会社に問い合わせ、厚生年金基金で手続きしてください。

## しっかりと受け取るには？

### 【未払いを確認するには？】

④ **ねんきん特別便 年金記録のお知らせ**

社会保険庁が管理している国民年金の記録は、以下のとおりです。記録がなされている期間が長いほど、金額が増えます。記録がなされていない期間が長いほど、金額が減ります。

※ 5,000円未満の記録は、記録がないと見なされます。

氏名	加入期間	記録期間	記録金額	記録日
1 氏名	昭和37.4.1	昭和40.10.1	114	
2 氏名	昭和40.10.1	昭和49.10.1	144	
3 氏名	昭和49.10.1	昭和51.11.1	25	
4 氏名	平成1.4.1	平成3.4.1	24	
5 氏名	平成10.4.1	平成13.7.31	0	
6 氏名	平成13.8.1	平成14.4.1	8	

(図4をクリックすると拡大します。)

厚生年金基金というタイプの企業年金に加入していたかどうかは、全ての国民に順次送られてくる

「ねんきん特別便」で、確認することができます。(図4をご覧ください)

会社名の下に「厚生年金基金加入期間」と記されています。

公的年金記録に漏れないかということとあわせて、厚生年金基金の加入の有無についても、しっかりと、チェックしてください。

特別便が送られてくる前に、早く確認したいという方は、お近くの社会保険事務所で公的年金記録を

調べていただくと、同じように厚生年金基金に加入していたかどうかわかります。

### 【企業年金 問い合わせ先】



(図5をご覧ください)

基本は、働いていた会社に問い合わせること。

もし、手元にかつて働いていた会社から受け取った「厚生年金基金」の加入証書がある場合は、

そこに書かれている「厚生年金基金」にお問い合わせください。名前は、会社名や業界名がついていることが多いです。

勤めていた会社や基金が倒産などで、現在は無くなっている場合や、働いたのが数年程度と短期間だった方、パートで一時、勤めていた方は、「企業年金連合会」にお問い合わせください。

### 【専門家からのアドバイス】

今回の未払いのケースでは、勤めていた会社の規模が小さかったから、あるいは勤めていたのが短期間

だったから、自分に関係ないと思って確認をしていない方が多いようです。しかし、中小企業であっても

短い期間でも企業年金に加入している可能性があります。いずれにしても、自分で申請しない限り、

企業年金はもらえませんので、早めに確認していただければと思います。

### お問い合わせ先

#### ◎企業年金に関する問い合わせは、企業年金連合会へ・・・

企業年金連合会

\* 電話でのお問い合わせは

3月31日まで→TEL:0120-458-865(受付:月曜日～金曜日 9:00～17:00)

4月1日以降→TEL:0570-02-2666(受付:月曜日～金曜日 9:00～17:00)

(PHS・IP電話・国際電話からは、03-5777-2666に連絡してください。)

\* 文書での問い合わせは

〒105-8799 東京都港区西新橋3-22-5

芝郵便局留「企業年金連合会」